

放課後児童クラブの設置および運営に関する要望書について（回答）

< 要望 >

1. 運営に関する要望

1) 児童数25名に対して正規指導員を1人配置する原則を復活させてください。

1998年の公設化以来、春日部市の放課後児童クラブでは「概ね児童25名に対して正規指導員1人を配置する」原則を守ってきました。ところが、ここ数年においてこの原則が一方向的に無視され、60名を超える児童を2人の指導員で保育するクラブが出てきました。(添付資料参照)この事について社協は、「パートも含めて適正に配置している」と言っておまかしていますが、あくまでも正規指導員の配置数の原則であり、この事は、ベテラン指導員や過去に子どもを預けていた父母にとっては当たり前の、厳然たる事実です。条例では、「設備運営基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、設備運営基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。」と規定しています。過去に比較して指導員の配置が少なくなっている現状は、明らかに条例に反します。60名を超えるクラブに2人しか配置しない現状では、子どもたちにとって安全で快適な生活空間を保証できません。

このような無理のある指導員配置が、指導員の負担を増やし、年間20名を超える離職者を出すなどの悪循環に繋がっています。特に今年度の指導員の欠員状態は目に余るものがあります。今後複数の指導員が一度に離職するなどして運営自体が立ち行かなかった場合に、行政はどう責任を取るのでしょうか。

【回答】

放課後児童クラブの指導員の配置については、指定管理者との基本協定において、入室児童数の概ね25人に対して指導員1人を基準とし、1クラブあたり常勤指導員を2人以上配置することを原則としていますが、施設の運営に支障をきたさないために、臨時指導員の配置も可能としています。

このようなことから、指導員配置数は、臨時指導員を含めることで25人に1人の指導員配置の条件を満たしており、保育の質を落とすことなく運営を行っているところです。

2) 条例の規定通り、定員が40名を大幅に超える大規模クラブを一刻も早く適正規模に分割してください。

条例で規定されているにもかかわらず、大規模が解消されていない現状を改善し、子どもたちの安全で安心できる環境を整えてください。

【回答】

本市ではこれまでも、施設の増設整備等を行い、大規模クラブの解消に努めてまいりました。また、増設整備ができない独立専用施設については、物理的に可能な施設については、間仕切り等を設置した分割をしてきております。空き教室施設等を使用しているクラブにおいても、入室児童数に応じた分割をしてきたところです。

今後も、入室児童数の推移などを勘案し、適切な対応を図ることで子どもたちが育つ場の整備充実に努めてまいります。

3) 平成31年度からの指定先の選定にあたり、1-1) で要望した指導員の十分な配置を確保するため、委託費の増額をお願いします。

【回答】

指定管理委託料は、市の算出基準に基づき、算定します。

4) 指定先の選定にあたっては、保育の継続性と指導員の継続雇用を重視し、引き続き社会福祉協議会への指定を継続してください。

実績のある民間企業への指定も選択肢として想定されている事と思いますが、そうした企業が利益を上げられる状況にするためには、委託費を大幅に増額しなければなりません。そうでなければ、委託先企業は人件費を削減して利益を確保する他なく、コストダウンによる保育の質の低下が避けられません。保育経験と実績のある現状の指導員が全て雇用される形での指定は、社会福祉協議会への継続以外にありません。

【回答】

本市では、「多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図る」ことを目的として、指定管理者制度を導入しています。

指定管理者の選定については、指定管理指針により公募を基本とすることになっております。

選定にあたっては、入室児童の安全・安心を最優先に本市の実情を踏まえたクラブ運営ができる事業者の選定に努めてまいります。

2. 施設改善、その他について

1) 「市が必要と認める設備」を、県の運営基準に準拠させてください。

各児童クラブにおける設備の状況は年々改善してきていますが、埼玉県放課後児童クラブ運営基準に列挙された設備（冷蔵庫、コピー機、洗濯機、物置き、テレビ、等）について、依然として設置がされていない、あるいは不足しているクラブが存在します。「市が必要と認める設備」の認識が、県の運営基準と合致していない事が明白です。運営基準に明記されている設備については、市の責任において必要量を確保してください。

【回答】

備品については、「放課後児童クラブ備品等設置基準」に従い設置をしているところ です。

しかしながら、学校施設の一部を使用しているクラブについては、設置に対して制限がかかることもあり、学校や教育委員会との調整が必要となります。

2) 運営に関する諸規定、指針、規則などを各クラブに常設し、父母が閲覧・確認できるようにしてください。

「コピー機を市で購入してもらえないのか」「他のクラブでは洗濯機はどうしているのか」などの質問が、毎年多くの父母会から出てきます。市の「設備基準」がどういうものなのか、説明もなく資料も無いため、父母が認識することができないためです。

設備基準だけでは無く、運営方針、採用制度、就労規則、予算の内訳など、本来利用者が知るべき情報については文書でクラブ毎に常備する様、お願いします。 以上

【回答】

「春日部市放課後児童クラブ条例」並びに「春日部市放課後健全育成事業の設備運営に関する基準を定める条例」については、以前からホームページでの閲覧についてお願いしておりましたが、平成29年度から各クラブへ紙媒体で配布してあります。設備基準については、今後、各クラブへ配布いたします。

※今回、添付されている平成29年7月現在の児童数と指導員配置数については、市で把握している数字と異なるところがありましたので訂正をしております。ご確認ください。

添付資料

放課後児童クラブ在籍児童数、指導員配属数
(平成26年4月1日現在)

クラブ名		児童数		2クラブ 合計	指導員 配属	児童数 /指導員
		定員	在籍			
粕壁放課後児童クラブ	1	45	43		2	22
	2	55	52	95	3	17
内牧放課後児童クラブ		60	60	60	3	20
豊春放課後児童クラブ	1	55	56		3	19
	2	35	33	89	2	17
武里放課後児童クラブ		70	56	56	3	19
幸松放課後児童クラブ	1	45	41		2	21
	2	40	36	77	2	18
豊野放課後児童クラブ		70	54	54	3	18
備後放課後児童クラブ		60	40	40	3	13
八木崎放課後児童クラブ	1	60	63		3	21
	2	30	29	92	2	15
牛島放課後児童クラブ		70	61	61	3	20
緑放課後児童クラブ		70	65	65	3	22
上沖放課後児童クラブ	1	70	48		2	24
	2	70	49	97	2	25
正善放課後児童クラブ		70	74	74	3	25
立野放課後児童クラブ	1	45	51		3	17
	2	35	39	90	2	20
宮川放課後児童クラブ		50	46	46	3	15
藤塚放課後児童クラブ		70	44	44	2	22
小淵放課後児童クラブ		70	53	53	3	18
武里南放課後児童クラブ		70	68	68	3	23
武里西放課後児童クラブ	1	35	36		2	18
	2	55	60	96	3	20
南桜井放課後児童クラブ		50	53	53	2	27
川辺放課後児童クラブ	1	35	38		2	19
	2	40	42	80	2	21
桜川放課後児童クラブ	1	50	34		2	17
	2	50	38	72	2	19
中野放課後児童クラブ		50	48	48	2	24
合計		1680	1510	1510	77	20

指導員1人当たり児童数が25名を超えるクラブ

放課後児童クラブ在籍児童数&指導員配属数
(平成29年7月1日現在)

クラブ名		児童数		指導員 配属	児童数 /指導員
		定員	在籍		
粕壁放課後児童クラブ	1	50		2	25
	2	57		1	57
内牧放課後児童クラブ	1	36		2	18
	2	28		1	28
豊春放課後児童クラブ	1	55		2	28
	2	37		2	19
武里放課後児童クラブ		72		3	24
幸松放課後児童クラブ	1	44		2	22
	2	38		2	19
豊野放課後児童クラブ		69		2	35
備後放課後児童クラブ		40		2	20
八木崎放課後児童クラブ	1	43		2	22
	2	26		1	26
	3	36		2	18
牛島放課後児童クラブ	1	43		1	43
	2	41		2	21
緑放課後児童クラブ		55		2	28
上沖放課後児童クラブ	1	63		2	32
	2	66		2	33
正善放課後児童クラブ		34		2	17
		36		2	18
立野放課後児童クラブ	1	40		2	20
	2	25		1	25
	3	25		1	25
宮川放課後児童クラブ		39		1	39
藤塚放課後児童クラブ		63		2	32
小淵放課後児童クラブ		47		2	24
武里南放課後児童クラブ	1	44		2	22
	2	41		1	41
武里西放課後児童クラブ	1	35		2	18
	2	55		2	28
南桜井放課後児童クラブ	1	45		2	23
	2	39		2	20
川辺放課後児童クラブ	1	41		2	21
	2	46		1	46
	3	42		2	21
桜川放課後児童クラブ	1	57		2	29
	2	55		2	28
中野放課後児童クラブ		37		2	19
合計		1745		70	25

指導員1名に対し児童26名以上のクラブ